

五監公告第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年1月4日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

商工観光課

3. 監査の期間

平成27年10月29日～平成27年11月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<ul style="list-style-type: none">行政財産使用許可について 使用許可書において納入期限の記載漏れ、あるいは期限後の納入が散見される。確認を徹底し、条例、規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	確認不足による書類の不備がありました。今後は確認を徹底し、契約事務規則に基づいた適正な事務の執行に努めます。